

8 監 管 第 11 号
令和 8年 5月13日

(請求人) 様

名古屋市監査委員	金	庭	宜	雄
同	塚	本	つ	よし
同	小	林	史	郎
同	大	橋	正	明

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 8年 4月15日に提出された 8監管第 3号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

地方自治法に規定されている職員措置請求を行うことができるのは、地方公共団体の区域内に住所を有する住民に限られている。

請求人について、本市の住民であることが確認できなかったことから、本請求は地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いているものと判断する。

(監査事務局管理課)